

農地・農業用施設復旧に対する支援の申請受付期限延長

熊本地震で被災した農地・農業用施設の復旧に対する支援事業の申請受け付けを延長します。

農地の自力復旧支援事業

農家が、熊本地震で被災した農地を、自ら復旧する作業に要する経費の一部を支援します。

対象経費 被災した農地のうち、国庫補助事業の対象とならないもので、農家自ら行う復旧作業や、復旧作業と一体的に行う農地の表土整地、および耕耘などに要する経費。
[例]作業機械借り上げ料、機械オペレーター賃金、農家自ら行う復旧作業に対する日当。材料費や必要と認められる経費(運搬費・燃料費など)

交付基準 補助率：対象経費の2分の1以内
補助金上限額：1カ所 20万円

小規模農業用水路・農道の早期復旧事業

熊本地震で被災した小規模な農業用水路、農道を、営農再開につなげるため、関係者自らが行う原形復旧に要した経費の一部を支援します。

対象者 町内にある施設を管理する農家(受益戸数2戸以上)、土地改良区、水利組合等
対象施設 用水路、排水路、幅1.2m以上の農道
交付基準 補助率：対象経費の3分の2以内
補助金上限額：1カ所 26万6千円

新たな申請受付期限

令和4年3月18日(金)

固産業振興課 農林整備係 ☎ 286 - 3277

国民年金保険料について(納付額の変更と学生納付特例制度)

納付額変更について

4月から国民年金保険料が月額16,610円になります。

納付方法について

保険料の納付方法は、納付書以外にも口座振り替えやクレジットカードでの納付、電子納付があります。

免除制度や猶予制度について

どうしても保険料が支払えない場合には免除制度があります。本人/配偶者/世帯主の前年の所得に応じて、全部か一部の保険料が免除される場合があります。また、所得の低い学生や50歳未満の人のための納付猶予制度もあります。詳しくはお問い合わせください。

学生納付特例制度

所得が低い学生は、申請によって在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。令和3年度の申請受け付けは、4月1日からです。すでに昨年度、この制度により猶予され、令和3年度も引き続き在学予定の人には、4月上旬に日本年金機構から「国民年金保険料学生納付特例申請書」のハガキが届きますので、それを返送することにより申請できます。

申請に必要なもの

在学期間がわかる学生証(コピー可)か令和3年4月以降に交付された在学証明書原本、認め印

固健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113
熊本東年金事務所 ☎ 367 - 8144